

農林水産委員會議録 第十号

昭和三十三年三月五日(水曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 中村 寅太郎

理事 川村善八郎君 理事 吉川 久衛君

理事 笹山茂太郎君 理事 助川 良平君

理事 原 拾思君 理事 芳賀 貢君

五十嵐吉藏君 大野 市郎君

木村 文男君 椎名 隆平君

小枝 一雄君 草野 一郎君

鈴木 善幸君 田口長治郎君

中馬 辰猪君 綱島 正興君

永山 忠則君 松浦 東介君

松野 頼三君 赤路 友藏君

伊瀬幸太郎君 楠 兼次郎君

中村 英男君

出席政府委員

農林政務次官 本名 武君

農林事務官 (農地局長) 安田善一郎君

委員外の出席者

農林事務官 (農林經濟局長) 河野 恒雄君

協同組合部長 庄野五一郎君

農林事務官 (農地局管理部長) 安藤文一郎君

農林事務官 (農地局管理部長) 植田農談君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

地局管理部長 安藤文一郎君

委員に選任された。

同月五日

委員河野金昇君及び稲富稜人君辭任につき、その補欠として永山忠則君及び井手以誠君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日

酪農振興基金法案(内閣提出第一一六号)

二月二十八日

狩猟法の一部改正に関する請願(助川良平君紹介)(第一一八〇号)

同(大高康君紹介)(第一二七八号)

同(小川半次君紹介)(第一二七九号)

同(久野忠治君紹介)(第一二八〇号)

同(志賀健次郎君紹介)(第一三二〇号)

同(田村元君紹介)(第一三二二一号)

昭和三十三年度林野関係予算増額に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一一八一号)

同(第一一八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

同(第一二八号)

る請願(正木清君紹介)(第一二三五号)

中海干拓計画調査の早期完結に関する請願(永山忠則君紹介)(第一二八三号)

農協役員年金制度実現に関する請願外三件(中村寅太郎君外一名紹介)(第一二三二号)

中央卸売市場法の一部改正に関する請願外一件(五十嵐吉藏君紹介)(第一二三三三号)

同外一件(椎名隆平君紹介)(第一三二四号)

同(中馬辰猪君紹介)(第一三二五号)

同外十五件(林博君紹介)(第一三二六号)

の審査を本委員会に付託された。

三月三日

市町村土地改良事業職員の共済組合制度確立に関する陳情書(茨城県筑波郡谷和原村茨城県土地改良団体職員研修会会長海老原恵)(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

同(第五二二二号)

区霞ヶ関二の一積雪寒冷地帯振興対策審議会会長松浦東介)(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

同(第五七一七号)

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

この際連合審査会開会申し入れに関する件についてお諮りいたします。ただいま地方行政委員会が審査中の地方税法の一部を改正する法律案は、木材引取税の税率改正の規定を含んでおりますので、この際地方行政委員会に連合審査会開会の中し入れを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認めさよう決定いたしました。

次に、ただいま内閣委員会が審査中の行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、これは各行政機関の定員規模の適正化をはかるため所要の改正を行わんとするものであり、農林省関係の定員につきましても改正を加えておりますので、この際内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認めさよう決定いたしました。

○中村委員長 次に開拓融資保証法の一部を改正する法律案、及び開拓者資金融通法の一部を改正する法律案を一括議題といたし、審査を進めます。

阿案について質疑なり御意見があればこれを許します。芳賀貢君。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

○中村委員長 芳賀貢君の質疑は、御意見がなければこれを許します。

第一類第八号 農林水産委員會議録第十号 昭和三十三年三月五日

○芳賀委員 昨年の国会で成立しました開拓振興法について、約一年間たつておるわけですが、その一年の間に開拓振興計画というものはどの程度に進んで、所期の成果を上げ得る見通しがついたか、お伺いします。

○庄野説明員 お答えいたします。三十二年に臨時振興法が制定されましたから、その振興計画の提出を各事務局を通じて、県から各開拓振興協にその通達をしたわけでありまして、それによりまして本年の三月末までは、不振と目せられます開拓振興協に対して、大体五割程度の振興計画が出た目標になっております。今農務指導員を督促いたしまして、できるだけ早く計画の提出を促進しまして、それを大体五割程度は承認できる、こういう格好になっております。

○芳賀委員 そこで全国で不振組合の中で振興計画を立てて、振興組合としての認定を受け得る組合の数が、総体どのくらいあるのですか。その計画の内容は主としてどこに重点を置いた計画が立てられておるのかという点と、それから振興計画の中においてたとえは負債整理みたいな事業に対して、そういう具体的な計画とか、資金需要等はどうかということになっておるのですか。

○庄野説明員 大体開拓者が十四万程度に今なっておりますが、そのうちの大体十萬四千戸、約七割でございますが、それが不振開拓者としてこの臨時振興法による振興計画を立てる、こういうことになっております。大体その五割程度を本年度に承認をして、そうして三十二年から三十三年にかけて所要の資金需要に投資していく、こういうことになっております。それで

振興計画の内容をいたしましては、大体四年から五年を目標にいたしまして振興するということで、おおむね平均いたしまして農業所得として三十五万円前後の所得を確保させるように資金需要に応じて農業を改善していく。営農改善の方法をいたしましては、従来

の経営が地区農協に重点を置かれた、そういう点と、非常に災害等に抵抗力がなかった、そういう点につき改めまして、酪農とかあるいは現地の事情に合った経営に持っていく。こういうことで特に資金の点といたしましては、開拓者資金融通特別会計から、そういう酪農化の方法といたしましては、今御審議願っております資金需要として来年は大体十六億程度を家畜なりあるいはそれに該当するサイロ、畜舎あるいは動力のカッター、そういうものを導入する資金を振興計画によって開拓者に貸し付けていく。それを大体三十三年度を初年度として五カ年計画で貸し付ける、こういうことになりまして、大体三十五万円の農業所得を確保させる、こういう目標でやっております。

○芳賀委員 振興振興計画が出る前に不振地区の振興計画の問題は進められておったのですが、これは全部この振興計画の中へ吸収して営業類型の改善という形でやっていくわけですか。

○庄野説明員 御質問の通りでございます。今度の振興計画に吸収される。そういうところはなお経営面積が小さい、あるいは開墾作業が進んでない、そういう点についての措置は経営診断によってさらに促進していく、資

金需要等のものは振興計画でできまして分けて融資していく、こういうことになりまして。

○芳賀委員 その場合に営業類型に基いて振興計画を進めることになりまして、当然問題になるのは、昭和二十七年以前に入植の中には、これは政府の開拓行政の不手ぎわにもよるわけなんです、現実の問題として過剰入植の傾向ができて、増地増反とか耕地の拡大を行うようなことも進められておるけれども、これは増地の場合は飛び地が非常に多くて一カ所に集約した経営をやることがなかなか困難な実情におかれておる。ですから当然過剰入植の適正な整理ということについては振興計画の中でも取り上げていく必要があると思ひます。特に増地増反を行なつた飛び地は距離的にも非常に遠隔なところに増地が行われておるのがそのままだけに増地が行われておる。これは既存農地の場合においても交換分合とかいろいろな作業が行われるけれども、開拓の場合はそこまでまだ実際の作業が行われていないわけですから、ですからこういう営業を改善する場合の障害になるような実態は、どういふふうにして改善していくかという具体的な方針を承わりたい。

○庄野説明員 終戦直後から始まりまして緊急開墾のものについては、計画的には非常に未熟なままに入植された。非常に情勢の逼迫等もありまして、そういう点で御質問の通りでございます。そういう点が非常に原因になっているというふうに思っております。そのおまな原因は、経営面積が過小であるとかあるいは計画通りに開墾建設作業

が進んでいないということも原因であります。それに対して、先ほども申し上げましたように経営診断をやつて、それに基づいて個々の農家として手当てすべきもの、あるいは開墾作業等の残事業を促進する、あるいは経営面積が非常に過小でございますので、そういう点には再配分するとか、あるいは開墾しきまして用地の再配分をするとか、あるいは用地を政府からさらに売り渡しまして、耕地面積なり付帯地を増加してやる、あるいはたまたま御質問のありましたような飛び地がある場合には交換分合をやる、そういうふうな方向を今後とも強力に推進したいと思っております。特にこの振興計画でございますけれども、振興計画の目標は二十七年からやっております現行の営業類型を、過去のいろいろな経験から新類型に今度改めて、これは新しい入植者から実施するわけでありまして、新類型の趣旨のつとりまして現行類型も修正して今後やっていく。新類型は機械開墾を中心にしてやっていくわけでございますが、修正のものはどの地区でも機械が入るとは限りませんので、人畜力による開墾等もやる地区はあります。それは現行類型を修正してやっていくという形でございまして、過去に入りまして入植者の中で不振に陥っている者は修正いたしました新しい類型を目標にして振興計画を立てるということになりました。そして大体先ほども申しました全国平均で、普及後は農業所得三十五万円以上を確保する、こういうことになりました。それにあわせて経営の規模等も、今申しました用地の再配分なりあるいは開墾しきまして、その跡地を配分して経営

面積をふやしてやる、それから交換分合等の措置を講じて、飛び地があり経営上困るところはこれをまとめるとか、移転の補助を出して飛び離れたところに住宅のある開拓者には耕地の近くにこれを移してやる、そういう予算も組んでそういう経営の不振の原因になったものはできるだけ除去していきたい、こういうふうな考え方でありまして。

○芳賀委員 新類型に移行させる場合、今言われたように、たとえ再配分をやるとか、開墾をやるとか、計画は一応立つとしても、それを実施に移す場合にどういふふうなことにしてやるかということですね。それに対して政府はどの程度に予算上の責任を持つか、そういう点はなかなか明確になつていない。特に開墾等の場合はどういう形で開墾をやるわけですか。政府が離農勧告をして、そこから出ていってもらいたいというふうなことになるれば、結局それに対する離農の問題とか、その後の生活に対する何らかの補償の問題とか、当然これは社会問題として出てくる場合もあると思うのです。そういう点は今度の振興計画の中においてはあまり明確になつていない。ですから現実の問題として再配分をやるとか、飛び地の整理をやる場合やらないければ適当な類型をそこで行われないというふうな事態に対しては、どの程度に政府が責任を持ってやるのか。

○庄野説明員 経営面積が過小だ、こういうふうな場合の問題でございますけれども、先ほど申しましたように、経営診断等ですういふものがは

きり出てきた場合には、配分面積の過小地区については追加売り渡し、たとえば政府の未熟地がまだその付近にあるような場合には、追加売り渡しをやりたい、そういうようなことでそれに対する土地配分は正としようというところも、庶務費等で組んでおるわけであり、そういうことによって売り渡していく、そういうこと、それから開引きというところでも強制的に開引くというわけではございません。やはり新しい開墾建設が進んでいきまして、条件のよいところがありまして、入植者をそこに移していく、あるいは干拓等によって新しい農地が造成された場合に一部をそういうところに移入植させる、そういうようなことも考えた、こういうようなことを考えております。

○芳賀委員 具体的な問題として経営が過小である場合には、売り渡し等を行なうて農地の増反を行なうてやる、そうならば必然的に飛び地になる。そういうことでは合理的な経営ができません。ですからもう一回配分の仕直しをするような事態がでてくるわけですね。そういう場合、入植当時の土地が経営の一番基礎をなしておる。そこに住宅とかいろいろな施設が置かれておる。再配分して今度は適正に整理統合してやる場合には、だれか別なところへ移らなければならぬ。交換分合の場合には、移転とか、それに伴う経費は相当な額になると思う。これを一体だれが見てやるかということになる。開引きの場合でも本人の意思によって、他に新しい開墾地に希望を持って転出するという事態になればそれはよいのですが、しかし、こういう機会に

むしろ食えない百姓をやめて他に転職したいというような希望者も中にあります。しかし、それらの開拓者本人が今まで持っておる開拓者としての負債あるいは連帯負債、開拓者としての負債は土地を離れることによって一応解決できるというところにならなければ、他に転ずるのことは容易なことではないわけですね。そういう場合、この計画の中でこれをどうすればいいということがわかって計画が立てられた場合においては、それに対して政府が、単に精神的な指導をやるといっただけでなくて、移転の問題とか、あるいは離作して転出する場合においては、その整理をやる場合にはどういふふうにして指導し、あるいは政府が経済上の責任を持った解決に対しても助力することができるといふ点です。

○庄野説明員 具体的な事例をいたしましては、福島県の白河の先の方に西郷という開墾地がございます。それは台地上と台下に分れてございまして、住宅が台地上にあって耕地が上にあつて、非常に飛び地になつて、そのために経営が非常に困難だといふ事例がございまして、何とか経営の適正な運営をはかりたいといふことでいろいろ手を尽しました。台地上におりました入植者の方を台地上に上げて、その移転の費用を納入しまして、台地上に住宅地を建設してそこに移転させて、住宅地を正な再配分をして経営が持ち直しつつある、こういう事例もございまして、あるいは離農したいといふ希望者がありまして、その負債というよ

うなものを、営農指導員等も実際に開墾したとして、現地で、それをあとに残る開拓者の手でどの程度引き受ける、それから個人がどの程度引き受ける、そういう点の実際の負担の割合を、実情に応じてやらせる、そしてその跡地等を引き受ける人等のこれを引き受ける限度といふものもあわせて、離農される人にも無理がないように、あと入植される人にも、あるいはそれを引き受けて増反に使われる人の引き受ける限度にも無理がないような調整をやらしておる、こういう指導をいたしております。

○芳賀委員 離農していくという場合、その跡始末の問題ですが、それは土地の処分問題なんです。そういう場合、残った仲間をそれを渡していくという場合も、農地の対価の問題とかあるいは負債の総額がどれだけあつて、という問題もいろいろあるのですが、それをただ現地だけの責任で解決するといふことになる、なかなかこれはむずかしいと思つて、開引きが行われたりすることによつて、残ったものの経営が改善された類型の方向に進むものはいないのです。そういう場合に、残った入植者が今度は農地を拡大できるという場合は、政府があつてやるような場合には、どういふ資金になりますか。たとえば農地等の場合には、自作農創設維持資金等によつてそれをあつせんして取得させるようにするとか、あるいはそれ以上の負債等に対しては、たとえば資金融通法によるか、あるいは営農振興法による資金措置でまかなつてやるのか、そういう方針はどうなつておるのですか。

○庄野説明員 農地の拡張等になりますので、これは自作農創設維持資金、そういう点で農地の取得資金等はまかなうようにいたしております。なおそういう点で負債等の問題が、そういう土地取得とは別に、個人負債といふようなものが残つておりましたら、そういう点は先般御決議になりました自作農創設維持資金の借りかえというふうな形になります。あとに残りました施設、土地を引き継いでいくという場合には、自作農創設資金をそのまま引き継いでいくような措置を講じておるような次第であります。

○芳賀委員 さらに伺ひたい点は、不振組合の育成をやる場合には、ほとんど開拓農協同組合が主体をなしておるのですが、組合の育成強化については、農協同組合法に規定された協同組合としての考えで今後育成強化していく考えか、あるいは開拓行政の現地における一つの協同体として特別の任務を与えた組合としての育成をはかるのか、こういう点の方針が明らかでない。所管が、開拓の方は農地部でやっておるでしょう、それから普通の総合における場合は経済局でやっておるし、地方へ行つても、たとえば北海道庁のごときは、普通の協同組合は農務部が所管しておるし、開拓農協の場合は開拓部ということになっておる。同じ農協法の規定の上に立つて営まれる組合の指導とか経営といふものは、それぞれ中央においても地方においても所管が違つておるのです。こういう点に対しては一貫性に欠けておる点がある。そのあたりはどう考えておられますか。これはむしろ政務次官にお聞きしたい。

○本名政府委員 御指摘の通り、総合農協と開拓農協の色分けは、開拓農協の施策が徹底してきますと、これはむしろ区別をつけるべきでないかもしれませんが、開拓の本質から参りまして、総合農協とこれは両然とその対策において施策が違つておるもので、これは当然分れていくべきである、また分れた方向において発達していくことが望ましいと考えております。しかし一面におきまして、開拓農家といえども既存農家以上のりっぱな経営をしていられる点もあつて、また開拓農協は個々の農民の完成がなされるときには、ほとんど総合農協と仕事の上において区別をつけなくてもいい段階までくる場合もあると思つて、それらは今後の開拓農協の全体の発展過程において判断すべきであつて、今こゝで総合していくことがいゝとか、あるいは区別を緩和するとかいふことは別に考えてやるつもりはないと思つております。

○芳賀委員 そういう意味のことを聞いておるのではないのです。この営農振興法等が出たり、開拓行政を進める上に特殊の立法も行われておるわけですね。しかし現地における開拓者の生産とか、経済面の行為はやはり開拓農協ですね。それは農協同組合法の規定の上に立つた組合なんですよ。しかしそうではあるけれども、この開拓組合に対しては意味において国政の行政の補助機関といふことではないと政上の一つの仕事を分担させておるというところは言えたとおるのです。そういうことで結局普通言われるところの協同組合としての単に取扱

を行われるのでは困難な事態が起きてくるのです。ですから今後開拓農協振興の計画に基いて、組合の強化をやっていく場合には、その基本を単に協同組合の一つの種類として扱っていくのか、開拓組合はそれ以外に特別の任務があるのかという点で強化していくのかという点は、政府としてはどう考えていますか。

○本名政府委員 先ほども申し上げましたように、開拓農協おのずからの行き方と申しますか、そのあり方が違ふのは当然だと思ひます。従つて総合農協に対する政府としての対策とはおのずから違つた上立つて、しかも開拓事業の困難性や、あるいは開拓農協の後進性を取り戻すためには、総合農協とは別個な角度から強力に助成保護していかなければならない。従つて開拓農協自体の運営においても、総合農協とは違つた角度において運営していかなければならない、このように考えております。

○芳賀委員 開拓者に対しては戦後いろいろ施策によつて政府としても特別な手を加えておられるけれども、協同組合としての開拓農協に対して特別の庇護を与えたという事例はあまりないと思ひますが、もしあれば具体的に述べてもらいたいと思ひます。

○庄野説明員 御質問の通り開拓農協は特別に指導し、また経済的にも固結していかなくちゃならぬということで開拓農協ができておられるわけです。やはり開拓農協は政務次官が仰せになりましておられます、一般農協の原則にはよつておられますけれども、組合員であります開拓者のそういった経済的な地位な

り、あるいは立地的な条件なりから、開拓者に対するそれ以上のめんどろを見てやらねばならぬ、こういうことであつても開拓農協の育成なり、その発展という点には努力しているわけでありまして。そういう点で今後ともわれわれは開拓農協を中心に経済的にも自然的にも非常に条件の悪い開拓者の地位の向上なり、管農の振興なりをやつていく、そういうふうな考えでおります。そういう点からいまして満足ではございませんけれども、開拓農協の経営の指導といった面で、指導員等を不振な開拓農協に派遣して経営の合理化なり、健全化なりの育成指導をやつていく、そういう考え方で指導員制度をとつております。それから經理講習等で開拓農協の単位農協の經理担当者等の能率の向上、資質の向上、そういう点も予算措置を講じておる次第でございます。

○芳賀委員 開拓者が開拓農協を通じて生産あるいは経済的な欲求の充足をしておるといふところにはいつてないと思ひます。ほとんどの開拓者の場合には一応開拓農協に入つておられるけれども、またその地域における総合農協、既存農協に加入して、いわゆる二重加入の形でやつておられるところが大部分だと思ひます。ですから政府の方針があくまで開拓者は開拓の組合の將來の発展、確立を期することによつて、安定させるのだということであれば、その線をずっと伸ばしていかなければならぬ。それから開拓者が自立的に、一人前の農家としての条件が備わるような段階になつた場合には、これは既存農協に本人の意思なら意思で加入す

ることによつて、その全体の地域内における農民と共同してやつていくといふことにならざるべきだと思ひますが、うの方針が明らかでないのです。任意だといふことになると、力のついた開拓者だけが開拓農協から離脱して、総合農協に加入する。弱い人たちが開拓組合に残るといふことになれば、これもまたゆゆしい問題だと思ひます。どういふふうにしてこれをやつていきますか。

○庄野説明員 相当部分が御質問の通り二重加入しているという点が見受けられます。これは開拓農協が団体加入というよりは、個々の開拓農家が総合農協に入つておる、こういうふうな事例であります。これはやはり御質問の通り開拓農協の経済的ないろいろな購販業務等にも問題がある、あるいは資金の融資を受ける場合の資金力等の問題もあつて、総合農協に入つた方がそういう点の便宜が受けられる、そういうふうな点から個々の開拓農協が総合農協に入つておる、こういうふうな事例がしばしばあるのであります。われわれといたしましては、できますればさらに開拓農協に力をつけていく、そうしてそこでできるだけ開拓農家が二重加入しなくても経済的にもあるいは融資的にも便宜がはかられるようにしたい、こういうふうな気持ちでおります。やはり開拓農協が少いとか何とかいふことで、その力が弱いていふたような場合には、やむを得ず総合農協の援助なり協力を仰ぐ、そういうふうな事態はあります。われわれといたしましては、今申しましたように開拓農協の経済的な力、資金力とかそ

ういふものを育成していきたいと思ひます。

○芳賀委員 今の庄野さんのお話によると、將來は開拓農協を健全なものにして、その開拓農協が総合事業までも完全にやれるようなところまで高めさせていきたいといふことですが、そういう場合も二つの種類があるのです。同一市町村の中で一区域だけに開拓者が集団してやつていく場合においては、その地域内における農協としての將來の発展の可能性があるといふことも言えるが、同じ市町村の中において散在して開拓者が入植しておる、それらの人たちが開拓農協を形成しておるというふうな場合、將來開拓農協も既存農協も同じように総合事業をやつていくといふことになれば、やはり地域的に見てそこに競合とかいろいろ問題が出てくると思ひます。そういう場合でもやはり開拓の組合は組合として、將來総合事業を完全に行なえるような健全なあらゆる条件を具備できた組合に育成していく、そういう方針なんですか。

○庄野説明員 私の説明が非常に不完全でそういうふうな誤解を生んだことは恐縮に存する次第でございます。私が御説明申し上げておる点は、開拓者が自然条件的にも、経済条件的にも非常に劣弱な状態にあるので、それを一般の農家まで引き上げるためには、やはり開拓者が組織する開拓農協を通じて、指導なり育成なり振興の措置を講じなくちゃならぬ。それにはやはり開拓農協を強めていかなくちゃならぬ、こういうふうな考えでおるわけでございますが、今芳賀先生が御質問になりましたように、非常に分散していてそれが地域的に集団化していかない、そ

ういふような場合は、なかなかそういった方向に持つていくのは困難じゃないか、だから一般農協に力を変えた方がよいんじゃないか、ただ地域的に集団化しておられて、集団化したその地域で開拓農協が経済単位として活動できる、そういう場合にはできるだけ育成していきたい。そういうふうな考えでおります。

○芳賀委員 その辺のけじめをはつきりつけてやつておかないと、現地にいてはいろいろな問題が出てくるのです。特に二重加入の場合も、そういう場合には主として政府資金とか、特に開拓者に対して保護的な政策を通じて流れる資金は開拓農協に流れていくわけです。それから開拓者が生産農民として必要な肥料とか、一般の生産資材等に対しては、二重加入している場合においては普通農協との取引でそれをやつていくといふことになつておりますから、従つてその経済行為が二分されるような場合もあるのです。ですから開拓者の経済力の認定にしても、信用度合いを確定する場合においても、二重加入の場合にはその把握がなかなか困難なことになるわけです。ですからそういう状態の中で振興組合を作つてやつていくといふ場合においても末端においていろいろな困難性があると思ひます。こういう点に対しても、振興計画を立てる場合に、現地における協同組合を通じての経済行為をやる場合のあり方というものを明らかにしていく方がいんじゃないか、そういうふうな考えられるのですか。

○庄野説明員 先ほど申しました点でございますが、分散しているとか、あ

るいは集約化しているという事は、やはり現地の実情に応じて具体的にその一つ一つを把握して指導していかねばならぬと思うのでありますが、そういう点についての特別の基準を作るという事は困難じゃないかと思ひます。具体的には現地の実情に応じて経済的なあるいは自然的な条件で考えていく、こういうふうな考えでおります。それからそういうふうな二重加入をいましておる場合におきましても、振興法によりまして振興計画を立て、それによつていろいろな指導をやつていくというふうな点につきましては、開拓農協を中心にしてやつていく、こういう方針でございます。

○芳賀委員 今までの説明の中にも開拓農協の一つの任務ともいふべきものに對して特別触れておられないようですが、私は開拓農協の場合には、むしろ協同組合として生産面、生産の共同性というところに開拓農協の主たる任務が置かれなければならないと思ひます。戦後の新しい開拓者としての意識を持つて入植された諸君ですから、時代感覚というものは既存農家より一歩前進しておることは考えられるわけですが、実際の生産をやる場合とか経済能力というものは別としても、感覚の点においては開拓者の諸君の方が知性的には進んでおるのじゃないかとわれわれは考えております。ですからむしろ協同組合を作つて事業をやる場合には、生産面の共同化に對してももう少し真剣にやるべきであるし、また政府としてもそういう点に對しては強力な指導を加えていくべきであつたと思ひますが、そういうことがあまり行われていないのです。ただ金を借りるた

めの便宜な組合というふうな、非常に安易な、借金の窓口的な考えで行われておる組合経営が非常に多いのじゃないかと思ひます。ですからこの機会に——全国の開拓者の七割程度が不振開拓者であるというふうな認定が行われる場合においては、個々の農家の実力で何ともしきれないのです。ですからやはり共同化された態勢の中で完全な営農が行われ、また開拓者としての仕合せがそこから生まれるような形がどうしても必要じゃないかと思ひます。そういう点は今度の営農振興の基本的な指導目標になつていくかどうか。

○庄野説明員 振興法によりまして振興計画も、新組合を結成して組合を中心にして個々の開拓農家の出した振興計画を実施していく、こういうふうなことでやはり共同的に不振組合に對する振興を推進するという態勢で進むことになつております。そういう点もございまして、開拓農協指導員も来年はとありあらず九十三名を増員して、そういう点の実際の計画の樹立とその営農指導面の強化をやつていきたい、さらに営農指導の強化等を三十四年度からも必要とあらば考えていきたいという考へております。また御審議願つております融資保証制度等も、これは開拓農協の経営資金等もこれでまかなえる、こういうわけで、営農資金の確保等もこういうことでやつていくという考へ方でございます。

○芳賀委員 最後に、融通法に基づく特別会計の内容ですが、資金源が主として回収金を重点にしておるでしょう。これは今年度の計画は資金回収が七〇%くらい見込まれておるのですが、現実の問題としてこの程度の回収が可

能であるかどうか。これに對しては確信があるわけですか。

○庄野説明員 米年は資金融通特別会計の収入は、資金運用部の借入金で十八億と、償還金が大体償還予定分の七割、これは前年度並みでございます。償還金として目されるものの七〇%が大体米年の三月までに入つてくる、こういうことで二十七億を償還できると思ひますが、運川部からの借入金が大部分でございます。

それで営農振興の途上において七〇%の償還が可能か、こういうふうな問題になるわけでございますが、私どもといたしましては、先般振興法を御審議願ひましたが、開拓者の経営を圧迫いたしております天災法による借入金等も、改善資金として従来五年のものを十二年まで延ばしていき、それによりまして開拓者の負担を軽くする。あるいは個人債として非常に高率なものがあつたわけですが、そういうものについては自作農資金から三十二年度は最低五億——これはもう少し出せるのじゃないかと思つて今検討しております。が、三十二年度以降三十三年度は最低五億以上のものをさらに融資する、そういうことによりまして開拓者の負担力を軽くする。そういう点あるいは積極的に融資保証法による経営資金を貸し出していくとか、あるいは開拓者の資金融通法からも振興法によつて融資額をふやしていく、そういういろいろの負担面と消極面の両方から開拓者の負担力を軽くしていけば、米年は大体七割程度の償還は確保できるのじゃないか、こういうふうな考へ方でございます。

○芳賀委員 最近開拓者の負債に對する考へ方も、単に条件緩和のようなことでやつておるでしょう。償還年限を延長するとか、融通法等においてもそういうことがしばしば行われておるのですが、一体返せると思つて条件を緩和しておるか、その場のがれで引き延ばしさえすれば何とかなるだらうというふうな考へ方でおるのか。實際融通法に基く分はやはり国の財源でしよう。そういう場合返す能力があると思つて条件を緩和したり貸し出しを行なつておるのか、あるいは今までの累積した負債は返す能力がない、能力がないということは今までの開拓行政の中の大きな不手ぎわです。国の責任も一半の原因をなしているということが明らかになれば、返せない分くらいは、ある程度思い切つて捨てるとかなんとかやらないといけないのじゃないですか。国の債権だけを確保するような考へで、年限の引き延ばし等をやつていく程度では、このしわ寄せはまたどこかに行くの。国の貸付資金はどうしても返さなければならぬということになれば、それよりも少しは何かなる借金はあると回しというに当然なるのです。そんな返済不能力の人たちが多いということになるのです。

毎年度の回収成績はいいとしても、一方においては開拓者の負債が全体を通じて漸減しているのか、急増しているのか、どつちの方向をたどつていくのか、このことを見れば、能力の判断はつくのですが、どうですか。

○庄野説明員 条件緩和だけやつてい

るわけではございません。条件緩和もやりながら、資金融通法による融資額を米年は確実にふやしていく、こういう積極的な措置を講じているわけござ

います。それから本法によりまして八年を十二年にいたしました理由は、やはり家畜と畜舎、サイロといった固定施設も同じ融資のやり方で、家畜と一緒に貸し出していき、こういう関係から、一般の公庫融資等の畜舎、サイロなり、農機具等の融資期間とも大体均衡をとりまして十二年というふうな延ばした次第であります。これはやはり振興計画をやつていきますと、その振興によつて開拓者が農業所得を得ます。その所得から返せる限度も八年よりは十二年の方が計算上いいというので十二年にしたのです。そういう点は、消極的ばかりでなしに、積極的に営農の振興のための措置を講ずる、こういうふうなことを思ひます。

なお開拓者に対しまして政府資金の貸し出しにつきましては、営農振興の状況によつて将来延期といったような措置も講じて、振興が可能になるように、あるいは履行延期の措置を講じて、御質問のような打ち切りということも考へられると思ひます。しかし、とりあへず履行延期等の措置を考へて、営農振興の度合いにとらみ合せて、償還不能にならないようにしたいという考へ方でございます。

○芳賀委員 最後に本名さんにお尋ねしますが、政府が貸し付けた金融は主として政策金融です。ですから資金融通法等に基いて開拓者に資金を貸し付けて、全く回収能力がないその原因は、天災等が累年起るような場合もありま

るのです。そういう場合には、国の債権確保は十分やらなければならぬわけですが、そういう能力を失ったような人たちは、債権を切り捨ててやるとか、相当減額してやれば何とか立ち直れるというふうな見通しとかあるいは計画がもし立った場合においては、思い切ったことをやる。十年、十五年たつても開拓者が一人前になれないというところは、人間の性にも悲しむべきことなんです。こういう点に対して、この際思い切った施策をやるお考えはないですか。

○本名政府委員 御指摘の通りに、不振開拓者の現れた原因はいろいろあると思いますが、特に入植計画にあるいは入植の前提となる土地初めその営農上の立地的、経済的な環境の不備のところにそのまゝ入植させられたという過去における緊急開拓を初め、入植の実情に矛盾しているという点は実はわれわれも聞いていたわけでありまして、それならばそのような条件のもとに入植させた今日の不振開拓者に対して、再建の見通しのない者に対して、いきなり債務を切り捨てるとか何とかいう方法がとれるかそれはないかというところは非常にむずかしい問題だと思ひます。ただ問題は、過去においてそういう誤った入植方式がとられたといひましたとしても、まずこの段階においては、先ほどから御説明申し上げておる対策によって何とか救ひ上げて参りたい、救ひ上げた上いよいよどうにもならないということがある、当然最後の措置は考えなければならぬと思ひますが、現在では振興対策を講じた結果をもう少し見てからでなければ、御指摘のような思い切った対策はなかなかとれないのではないかとと思われる

のであります。いずれにいたしまして、再びそういう劣悪な条件を繰り返すことのないような入植方式あるいは計画を實行すると同時に、一方、既往の不振開拓者に対してはできるだけの措置を講ずる、思い切った手段の前に一応この方針で進んでいきたい。なおまた条件緩和だけでは、もうこの段階においては到底救えないということについては、御判断の一つとしては考えられま

す。それだからこそこの条件緩和と同時に、返済を不能に陥らした原因をこの機会に是正して、もうしばらく再建策を實施していききたい、このように考へておりますので、御指示のような、政府として最終の断を下して、債務の切り捨てであるとか、あるいは再建策といひ切ったことをやれということについては、今後十分検討する必要があると同時に、検討いたしましたことでは、今の場合そう思い切ったことはできないということと同時に、半面振興策についてもう少し努力をしてみたいと思ひております。

○芳賀委員 この問題は、本名さんも御承知と思いますが、国の債権確保に関する法律があるのです。その法律の規定によつて一部やうてゐる点もありませんが、あまりにこれは背離過ぎて運営がうまくいっていないのです。ですから、今次官が言われたようなところは、解釈を拡大すれば相当これは適用になる人も出てくると思うので、単にこの場だけの答弁でなく、解釈を引き伸ばしてぜひやうてもらいたい。もう一点お伺ひしたい。これは開拓に關係あるが、農地の開墾建設を、特定の地域を選定して、予備自衛官を入

植させ、防衛庁費から一部金を出してやうてゐるが、これはどのような成果が上つてゐるか、今後これを基礎にしてどの程度開拓農地の造成とか開墾をやうていく考えか、まだあまり年月はたつていないが、今まで行われた成果と、今後の方針がもしあれば聞かしてもらいたい。

○本名政府委員 前段の、ただいま行なつております国の債権に関する法律の処置としては、私の記憶するところでは、大体においてもう経営が続く、続かないでなく、離農してしまつた人に対する回収について主として取り扱つておるやうに考へております。先ほど御指摘のやうに、今後何らかの思い切った処置によつて再建できるという見通しのあるものについては、ただいま行おうとする対策とあわせて将来のことも一段と検討して実施に移していきたい、かやうに考へております。それから防衛費をもつて特定の土地の開拓、入植をやるといふことについて、詳細は部長から御説明いたさせますが、ただ私としては、この開墾事業ということ自体を考えますと、国費の窮乏な折から、開墾建設効果を上げるために何とか一つ防衛庁の費用をもつて農林省の仕事を手伝つてくれないか、これは特定の入植といふことでなく、一般の農林省入植計画において防衛庁が協力してくれないかといふことを、実は個人的に申し入れをしたのでございまして、防衛庁としてはぜひその点を考慮するとともに、積極的に実行に移すやうに努力をしたいという返事をもらつております。これは私は、農林省として正式に防衛庁に対して申し入れをしたいと思ひております。そ

ういうやうなことで、一応今まで狭い範囲で防衛庁の考へております入植計画といふものを範圍を広げるか、あるいは特定といふものを除いて、一般の農林省の入植計画に対して防衛庁の建設設備あるいは建設力といふものを何か一つ開拓の方に活用したいといふ考へております。

なおその他の防衛庁の關係については、部長から御説明いたさせます。

○庄野説明員 防衛庁が予備自衛隊といつたやうな形で北海道に一部入植等の事業を行なつておるといふことを承知いたしております。一昨年ごろからそういうことが始まつておる次第でございまして。今ちよつと詳しい資料をこちらに持つておきませんので、至急取り調べましてお答え申し上げます。

○芳賀委員 これは多分小倉農地局長時代から始まつたのです。ですから、やはりその後の成果といふものは一応わかると思ひます。入植關係では成功しておらぬと思ひます。ただそのシステムについて、方式としてはやはりこれは一応考へるべきものだと思ひます。特にわが党の場合は、むしろ今の自衛隊の機構といふものを国土の開墾とか、建設に向けるわけではならぬといふことを言つておるわけですから、本名さんだといふわけがあるやうな話を今してゐるの

○中村委員長 他に御発言もないようでありまして、直ちに採決いたしました。と存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

まず開拓融資保証法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

〔議員起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

阿案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

〔参照〕

開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）に関する報告書

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出第六五号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕